

令和 4 年 11 月 16 日

独立行政法人大学入試センター

「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」 (得点調整検討部会審議のまとめ) の公表及び意見募集について

大学入試センターに設置されている得点調整検討部会において、令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストから、平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領（以下「平成 30 年告示学習指導要領」という。）に対応して出題教科・科目の構成や内容等が変わることを期に、得点調整の在り方についての議論を行っており、以下のような提言が大学入試センターになされました。

＜得点調整検討部会提言の趣旨＞

1. これまでの得点調整は、対象科目間の平均点差に着目し、①対象科目間で平均点差が 20 点以上開き、それが試験問題の難易差によるものである場合に、②平均点差が 15 点差となるよう調整を行うこととしてきた。この方法は、受験者や関係者におおむね定着している。
2. しかし、「平均点」を基準とした調整だけでは、十分な調整を行うことが難しい場合が生じうる。具体的には、科目の得点分布の形が大きく異なる場合には、平均点差が一定の範囲内に収まっても、成績の段階表示*の同段階間で大きな得点差が生じる可能性がある。この場合、試験問題に大きな難易差があっても、従来の方法では、得点調整は行われない。
特に令和 7 年度試験からは、平成 30 年告示学習指導要領に対応して出題教科・科目の構成が変わるため、各科目の得点分布が大きく変わり、上記のような状況が起こりやすくなる可能性がある。
*各科目の受験者全体における各受験者の成績の相対的な位置付けを、9 段階（スタナイン）で示すもの。
3. このことを踏まえると、平均点差を一定範囲内に収まるようにするという従来の調整方法を生かしつつ、段階表示の同段階間での得点差についても一定の範囲に収まるような実施条件・方法とすることが望ましい。
具体的には、従来の「20 点以上の平均点差が生じた場合」に加え、「15 点以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区分点差が 20 点以上生じた場合」も得点調整の対象とし、調整の方法は、「区分点差が最大 15 点となるよう調整する」ことを提案する。

得点調整検討部会においては、主にテストや統計の専門家による議論が行われましたが、提言の中では、専門家だけではなく広く意見を聴くべきとされています。

このため、「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言（得点調整検討部会審議のまとめ）」を本日公表して広く意見を伺い、それを踏まえて、今後の得点調整の在り方を検討していきたいと考えています。

御意見については、令和 5 年 2 月 7 日(火)までに、意見募集フォーム

(<https://forms.gle/V92bWBFrSa7Wv93aA>) までお送りいただきますようお願いいたします。

なお、令和7年度大学入学共通テストの得点調整の実施条件・方法については、令和5年6月頃までに決定する予定です。

【公表資料】

資料1：大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言
（得点調整検討部会審議のまとめ）

資料2：別紙「得点調整の実施条件・方法に関する得点調整検討部会の考え方」に関する補足説明資料

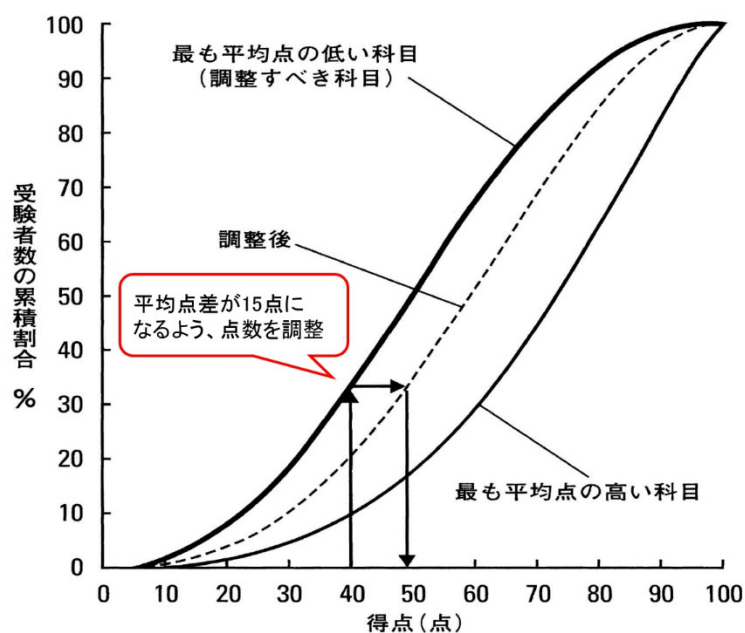
資料3：「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」
（得点調整検討部会審議のまとめ）の意見募集について

大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言 (得点調整検討部会審議のまとめ)

- 「平均点差」を基準とした従来の得点調整方法はおおむね定着していると言える。一方、実際に試験問題に難易差が生じて、「平均点」を基準とした調整だけでは、十分な調整を行うことが難しい場合が生じる。
- こうした状況を踏まえ、現在の得点調整の実施条件および調整方法の趣旨を生かしつつ、以下のように一部改めることを提言する。
(提言の具体的な理由、説明等については「別紙」参照)

<現状>

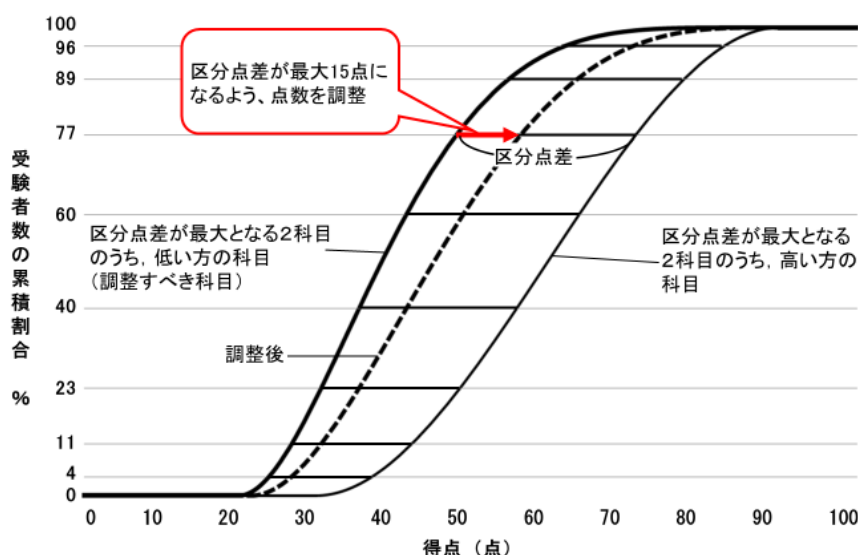
- ・ 対象科目間で、原則として、20 点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整を行う。
- ・ 分位点差縮小法に基づき、平均点差が 15 点となるよう、点数を調整する。
- ・ 平均点が最大及び最小以外の科目についても、素点の平均点差が同一の比率で縮小されるよう調整する。





＜一部改正後＞

- 対象科目間で、次のいずれかが生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整を行う。
 - 20 点以上の平均点差が生じた場合
 - 15 点以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区分点差*が 20 点以上生じた場合
- * 各科目の成績の段階表示(スタナイン)の各段階の境目となる、上から4%、11%、23%、40%、60%、77%、89%、96%の分位点(得点)の科目間の差
- 分位点差縮小法に基づき、区分点差が最大となる2科目の間の区分点差が最大 15 点となるよう、点数を調整する。
ただし、その調整は元の点数を下げない範囲で、また、平均点の順序を保つ範囲で行うこととし、その結果、区分点差が 15 点以上に止まる場合も許容する。
- 区分点差が最大となる2科目以外の科目についても、区分点差が同一の比率で縮小されるよう調整する。ただし、その際にも、上記の点数を下げない、平均点の順序を保つという条件を課す。
- 調整のアルゴリズムの詳細については、引き続き検討する。



＜その他＞

- ・ 受験者数が1万人に満たない場合には得点調整の対象科目としないという、いわゆる「1万人ルール」については、令和7年度以降も、当面これを維持しつつ、今後の受験者動向等を分析しながら引き続き検討する。
- ・ 共通問題を含む科目同士の得点調整については、各科目の問題作成の方向性の検討状況を見つつ、引き続き検討する。

(別紙)得点調整の実施条件・方法に関する得点調整検討部会の考え方

※本資料は、「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」（得点調整検討部会審議のまとめ）の考え方及び背景を説明するものである。今後、統計やテスト理論だけでなく、幅広い角度からの議論を受けて、更に検討を加えることがある。

1. これまでのセンター試験及び共通テストにおける得点調整の実施状況及び調整方法について

- これまでの大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）における得点調整の基本的な枠組は、平成9年に得点調整検討委員会がまとめた考え方に沿っている。
- 得点調整検討委員会では、得点調整において
 - ・できる限り多くの受験者の公平感が保たれるものであること
 - ・受験者にとって分かりやすいものであること
 - ・調整作業が短期間に処理可能なものであることを特に考慮した考え方となっており、この基本的な考え方自体は、引き続き重視すべきである。
- これまでの大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）及び共通テストにおいては、同一教科の科目間の試験問題の平均点差による不公平感や混乱等を緩和するため、対象科目間で20点以上の平均点差が生じ、それが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合に、得点調整を行ってきた。
- 直近では、令和3年度共通テストにおいて、初めて2教科で得点調整を実施したが、大きな混乱や戸惑いの声はなく、従来の方法がある程度定着していると考えられる。こうしたことを踏まえ、これまでの得点調整の基本的な考え方は維持すべきと考えられる。
- その上で、本検討部会では、特に令和7年度以降、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「平成30年告示学習指導要領」という。）に対応して出題教科・科目の構成や内容等が変わることを期に、より実態に即した得点調整の実施条件・方法について検討した。

2. 従来の実施条件・方法では十分ではないと懸念される理由

- 科目間の平均点差を一定範囲内に収まるようにするという従来の得点調整の実施条件・方法は、社会的におおむね受け入れられている。平均点を比較することは、同様の形の得点分布を比較する際には、簡便で有効な方法である。
- 一方、個々の受験者にとっては、各大学の選抜における合否判定上、平均点差だけでなく、受験者集団の中で同じような位置にいる者との間で、科目による大きな得点差がないことも重要である。
- 共通テストでは、素点に加え、各科目の受験者集団における相対的な位置を9段階で示す「段階表示（スタナイン）」を公表している。基本的には、平均点差が一定の範囲に収まれば、段階表示の同段階間での得点差も一定の範囲に収まるが、科目間の得点分布の形によっては、平均点差を一定の範囲に収めるように調整しても、段階表示の同段階間で大きな得点差が残ることがある。
- 特に、令和7年度共通テストにおいては、平成30年告示学習指導要領に対応した新たな科目が出題され、旧教育課程履修者（既卒者）のうち希望する者のみが受験する経過措置科目も設定される。こうした科目構成や内容等の変化により、科目間での得点分布の形が大きく変わり、結果として、段階表示の同段階間で大きな得点差が生じ、不公平感や混乱を招く可能性がある。
- こうしたことを踏まえると、実際の合否判定における影響を考慮した調整を実施するという観点からは、平均点差を一定範囲内に収まるようにするという従来の調整方法を生かしつつ、段階表示の同段階間での得点差についても一定の範囲に収まるような実施条件・方法とすることが望ましい。
- 具体的には、従来の「20点以上の平均点差が生じた場合」に加え、「15点以上の平均点差が生じ、かつ段階表示の区分点差*が20点以上生じた場合」も、得点調整を実施することが適当と考える。

*各科目の成績の段階表示（スタナイン）の各段階の境目となる、上から4％，11％，23％，40％，60％，77％，89％，96％の分位点（得点）の科目間の差
- 併せて、得点調整の実施方法についても、従来の「平均点差が15点になるよう、点数を調整する」だけでなく、「区分点差が最大15点となるよう、点数を調整する」ことが望ましいと考える。
- なお、具体的な調整のアルゴリズムについては、様々な場合をシミュレーションしつつ細部を検討する必要がある。

3. その他の論点

(1) 受験者数が1万人未満の科目を対象外とすることについて

- 平成 27 年度センター試験以降，受験者数が 1 万人を下回った科目については，調整の対象外とすることとしてきた。
- 平均点差が試験問題の難易差によるものかどうか判断するためには，一定以上の受験者数が必要である。また，今般，平均点差だけでなく段階表示の区分点差を得点調整の実施条件に加えるとするならば，基準とする受験者数を減じることには慎重であるべきと考える。このため，「1 万人」という基準については，当面，これを維持することが適当と考えられる。
- ただし，受験者数によって得点調整の対象外となる科目の受験者の心情や，今後，18 歳人口の減少による共通テスト受験者数の減少を考えると，当該条件の妥当性については，今後も検討する必要がある。

(2) 共通の問題を含む科目間の調整について

- 令和 7 年度共通テストにおいては，得点調整の対象となっている科目間で，共通の問題を含み得る科目がある。こうした科目間での得点調整の扱いについては，大学入試センターから示された各教科・科目の出題の基本的な方向性を踏まえて，今後検討することが必要である。

4. 開かれた議論の必要性について

- 本検討部会では，得点調整の在り方について，大学入試センター研究開発部における研究成果等を踏まえながら，主にテストや統計の専門的見地から検討を行い，提案をまとめた。
- 本検討部会としては，大学入試センターに対して，実際に共通テストを利用する受験者の立場，入学者選抜を行う大学の立場，テスト理論や統計だけでなく様々な分野の有識者等などから，本提案について，幅広い意見を求めていくことを期待する。

「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」（得点調整検討部会審議のまとめ）

別紙「得点調整の実施条件・方法に関する得点調整検討部会の考え方」に関する 補足説明資料

大学入試センター

本資料は標記提言の別紙「得点調整の実施条件・方法に関する得点調整検討部会の考え方」の内容を説明するに当たって、大学入試センターにおいて作成したものです。

図1．「平均点差」と「段階表示の区分点差」の関係

図2．得点調整の方法 従来の方法との比較（イメージ）

図3．令和7年度共通テスト以降の科目構成

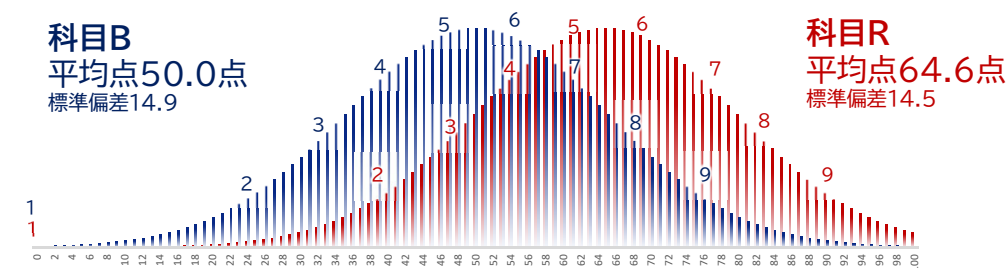
参考 大学入学共通テスト 成績の段階表示（スタナイン）について

図1. 「平均点差」と「段階表示の区分点差」の関係

- ・得点分布の形が同じ2科目を比べれば、「平均点差」と「段階表示の区分点差(同段階の得点差)」は同程度となる。
- ・しかし、科目の得点分布の形が異なる場合、「平均点差」と「段階表示の区分点差」に差が生じることがある。

両科目の得点分布が同じような形の場合

平均点差が一定範囲に収まると、
段階表示の区分点差も同程度に収まる



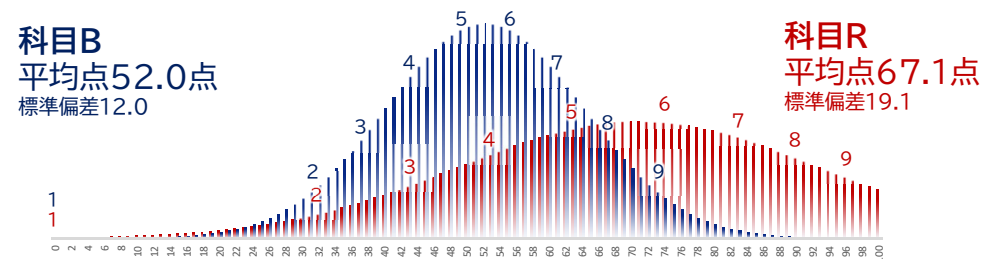
各段階の区分点 (得点範囲の下限值)

	科目B	科目R	区分点差
第9段階(上位4%)	76	90	14
第8段階(11%)	68	83	15
第7段階(23%)	61	76	15
第6段階(40%)	54	69	15
第5段階(60%)	46	61	15
第4段階(77%)	39	54	15
第3段階(89%)	32	47	15
第2段階(96%)	24	39	15
平均点	50.0	64.6	14.6

平均点差14.6点 ≒ 区分点差(最大) 15点

両科目の得点分布が大きく異なる形の場合

平均点差が一定範囲に収まっても、
段階表示の区分点差が大きくなることもある



各段階の区分点 (得点範囲の下限值)

	科目B	科目R	区分点差
第9段階(上位4%)	73	96	23
第8段階(11%)	67	90	23
第7段階(23%)	61	83	22
第6段階(40%)	55	74	19
第5段階(60%)	49	63	14
第4段階(77%)	43	53	10
第3段階(89%)	37	43	6
第2段階(96%)	31	32	1
平均点	52.0	67.1	15.1

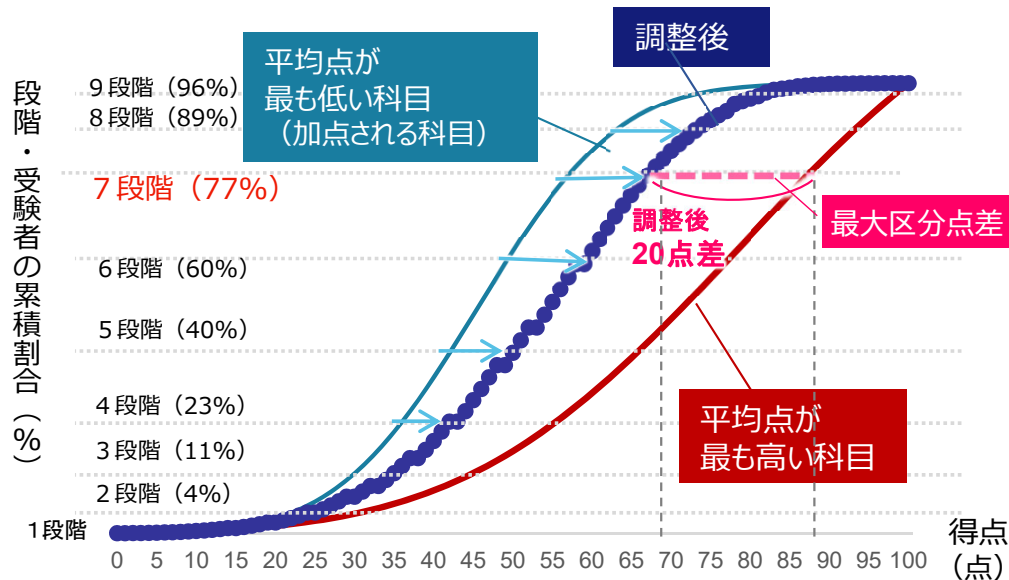
平均点差15.1点 < 区分点差(最大)23点

得点調整検討部会案では、「20点以上の平均点差が生じた場合」に加え、
「15点以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区分点差が20点以上生じた場合」も、得点調整の対象に加える

図2. 得点調整の方法 従来の方法との比較（イメージ）

従来の調整方法

平均点差が15点となるように、得点を加算する
(区分点差は、結果的に最大15点より大きい)

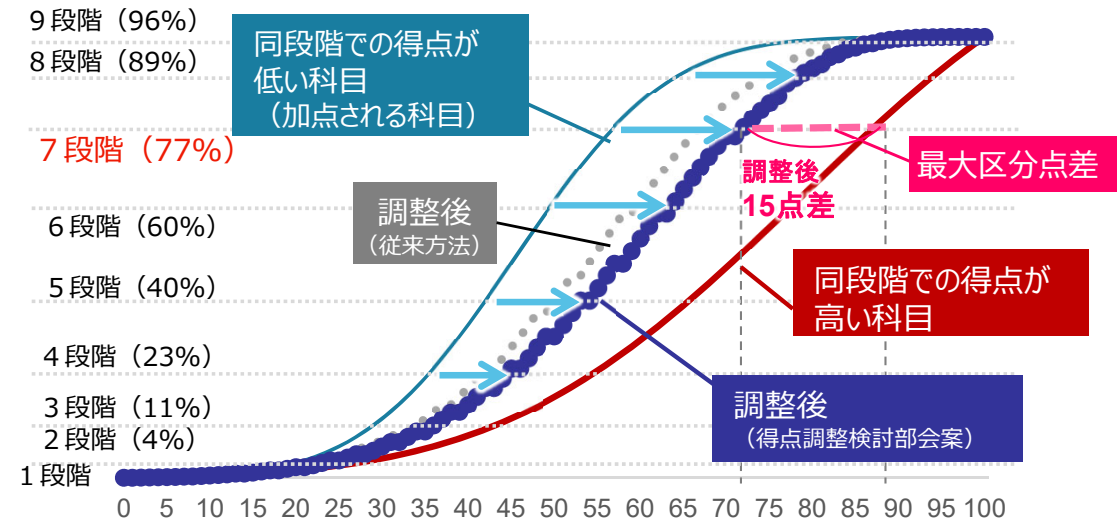


	調整前			平均点差15点まで縮小後		
段階	科目B	科目R	区分点差	科目B 加点後	区分点差	加点幅
第9段階 (累積96%)	70	98	28	79	19	9
第8段階(89%)	63	93	30	73	20	10
第7段階(77%)	56	86	30	66	20	10
第6段階(60%)	50	77	27	60	17	10
第5段階(40%)	42	66	24	50	16	8
第4段階(23%)	36	55	19	41	14	5
第3段階(11%)	29	43	14	33	10	4
第2段階(4%)	22	29	7	23	6	1

平均点差23点→15点 (調整後)

得点調整検討部会の提案の方法

区分点差が最大15点になるように、得点を加算する
(平均点差は、結果的に15点を下回る)



	調整前			区分点差15点まで縮小後		
段階	科目B	科目R	区分点差	科目B 加点後	区分点差	加点幅
第9段階 (累積96%)	70	98	28	84	14	14
第8段階(89%)	63	93	30	78	15	15
第7段階(77%)	56	86	30	71	15	15
第6段階(60%)	50	77	27	63	14	13
第5段階(40%)	42	66	24	52	14	10
第4段階(23%)	36	55	19	44	11	8
第3段階(11%)	29	43	14	35	8	6
第2段階(4%)	22	29	7	25	4	3

平均点差23点差→13点 (調整後)

※この事例では高得点層において区分点差が大きく開いているが、中～低得点層で区分点差が大きく開く場合もある。

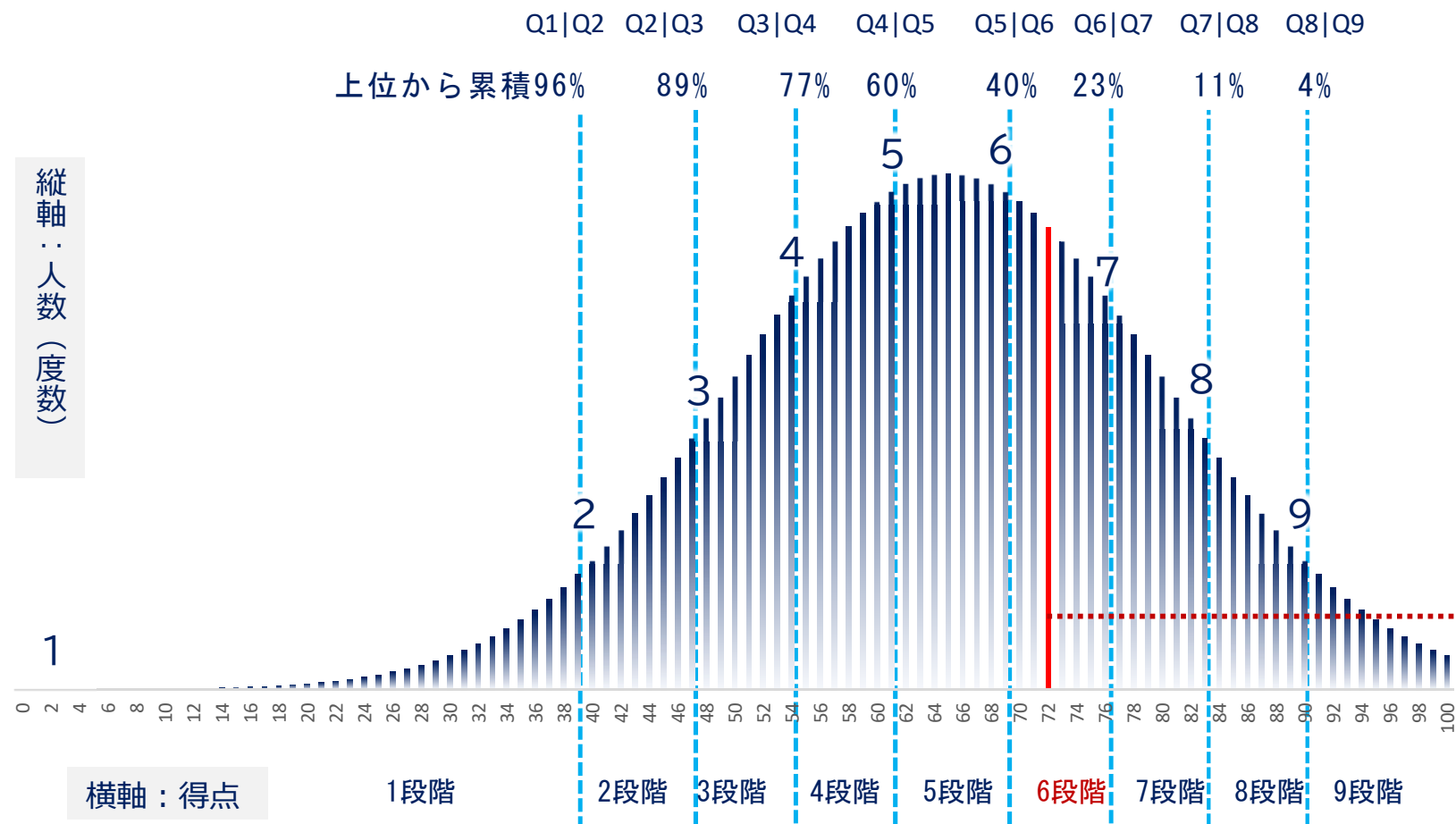
図3. 令和7年度共通テスト以降の科目構成

科目構成や内容等の変化により、科目間での得点分布の形が大きく変わり、結果として、段階表示の同段階間で大きな得点差が生じる可能性がある。

	現行の 得点調整対象科目		新課程における 得点調整対象科目	経過措置科目における 得点調整対象科目 (令和7年度限り)
地理 歴史	『世界史B』 『日本史B』 『地理B』 3科目		『地理総合, 地理探究』 『歴史総合, 世界史探究』 『歴史総合, 日本史探究』	『旧世界史B』 『旧日本史B』 『旧地理B』 6科目
公民	『現代社会』 『倫理』 『政治・経済』 3科目		『公共, 倫理』 『公共, 政治・経済』	『旧現代社会』 『旧倫理』 『旧政治・経済』 『旧倫理, 旧政治・経済』 6科目
数学①	(得点調整なし)		『数学Ⅰ, 数学A』	『旧数学Ⅰ, 旧数学A』
数学②	(得点調整なし)		『数学Ⅱ, 数学B, 数学C』	『旧数学Ⅱ, 旧数学B』
理科	『物理』『化学』『生物』『地学』		『物理』『化学』『生物』『地学』	
情報	(出題なし)		『情報Ⅰ』	『旧情報(仮)』

参考 大学入学共通テスト 成績の段階表示（スタナイン）について

- 各大学の入学者受入れ方針に応じた、受験者の多様な評価（方法）に活用できるよう、従来の科目別得点（素点）に加えて、全体における各受験者の位置づけを示すもの（試験後、段階表示換算表を公表。大学への成績提供、受験者への成績通知においても表示。）
- 「科目別得点」における 1 から 9 までの 9 段階として表示
- 平均点や得点分布の形の違いに関わらず、受験者が各科目の受験者の中でどういう位置にいるかがわかる。



段階表示換算表（例）

各段階の点数範囲	
第9段階（上位4%）	90～100
第8段階(11%)	83～89
第7段階(23%)	76～82
第6段階(40%)	69～75
第5段階(60%)	61～68
第4段階(77%)	54～60
第3段階(89%)	47～54
第2段階(96%)	39～46
第1段階(100%)	0～38

例：
「72点」の受験者＝
 69点（第6段階の下限値）以上
 76点（第7段階の下限値）未満
 のため、第6段階

「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」
(得点調整検討部会審議のまとめ)の意見募集について

令和4年11月16日
大学入試センター

大学入試センターに設置されている得点調整検討部会において、令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストから、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「平成30年告示学習指導要領」という。）に対応して出題教科・科目の構成や内容等が変わることを期に、得点調整の在り方についての議論を行っており、以下のような提言が大学入試センターになされました。

＜得点調整検討部会提言の趣旨＞

1. これまでの得点調整は、対象科目間の平均点差に着目し、①対象科目間で平均点差が20点以上開き、それが試験問題の難易差によるものである場合に、②平均点差が15点差となるよう調整を行うこととしてきた。この方法は、受験者や関係者におおむね定着している。
2. しかし、「平均点」を基準とした調整だけでは、十分な調整を行うことが難しい場合が生じうる。具体的には、科目の得点分布の形が大きく異なる場合には、平均点差が一定の範囲内に収まっても、成績の段階表示*の同段階間で大きな得点差が生じる可能性がある。この場合、試験問題に大きな難易差があっても、従来の方法では、得点調整は行われない。
特に令和7年度試験からは、平成30年告示学習指導要領に対応して出題教科・科目の構成が変わるため、各科目の得点分布が大きく変わり、上記のような状況が起こりやすくなる可能性がある。
*各科目の受験者全体における各受験者の成績の相対的な位置付けを、9段階（スタナイン）で示すもの。
3. このことを踏まえると、平均点差を一定範囲内に収まるようにするという従来の調整方法を生かしつつ、段階表示の同段階間での得点差についても一定の範囲に収まるような実施条件・方法とすることが望ましい。

具体的には、従来の「20点以上の平均点差が生じた場合」に加え、「15点以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区分点差が20点以上生じた場合」も得点調整の対象とし、調整の方法は、「区分点差が最大15点となるよう調整する」ことを提案する。

得点調整検討部会においては、主にテスト理論や統計学の専門家による議論が行われましたが、提言の中では、専門家だけでなく広く意見を聴くべきとされています。

このため、「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言（得点調整検討部会審議のまとめ）」について、下記のとおり意見を募集し、今後の得点調整の在り方を検討していきたいと考えています。

御意見については、令和5年2月7日(火)までに、意見募集フォーム
(<https://forms.gle/V92bWBFrSa7Wv93aA>) までお送りいただきますようお願いいたします。

なお、令和7年度大学入学共通テストの得点調整の実施条件・方法については、令和5年6月頃までに決定する予定です。

記

1. 意見募集対象

「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」（得点調整検討部会審議のまとめ）

2. 資料入手方法

大学入試センターホームページより入手

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r7ikou/r7ikou.html

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年11月16日（水）～ 令和5年2月7日（火）

4. 意見提出方法

インターネット上の意見募集フォーム (<https://forms.gle/V92bWBFrSa7Wv93aA>) より、必要事項を御記入の上、御提出ください。

※上記の方法以外での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、検討における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。御意見については、氏名、メールアドレスや所属先の情報を除いて公表されることがあります。

なお、御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ使用させていただきます。